

春日井市都市緑化推進事業補助金 ガイドライン

春日井市
建設部公園緑地課

1 春日井市都市緑化推進事業補助金の目的とは

春日井市を緑あふれる魅力的なものにするため、市内で市民や民間事業者が行う緑化事業に対し、愛知県の『あいち森と緑づくり事業』を活用して緑化推進を応援します。

2 補助の対象者

春日井市内にある民有地の敷地又は建物（以下「土地等」という。）で緑化事業を行う個人や事業者のうち、「春日井市都市緑化推進事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）の条件を満たす者とします。

3 補助の対象事業

補助対象となる事業は、市内の土地等で行われる屋上緑化・壁面緑化・空地緑化・駐車場緑化・生垣設置及び民有樹林地活用型の各事業で、次の要件を満たす必要があります。

- ① 緑化工法、緑化資材等の営業を目的としない緑化事業であること
- ② この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない土地等における緑化事業であること
- ③ 本市の他の補助又は本市以外の団体等から補助金等の交付を受けていない緑化事業であること
- ④ 自分が管理する土地等（所有権、地上権等の権限を有する土地等）又は管理者もしくは所有者の同意を得た土地等であること
- ⑤ 土地等に定着しており、移動不可能なものであること
- ⑥ 補助金の交付決定日以前に着手していない緑化事業であること
- ⑦ 工場立地法（昭和34年法律第24号）又は春日井市緑化の推進に関する条例（昭和48年春日井市条例第4号）（この項において「関係法令等」という。）に基づいて行う緑化事業である場合、関係法令等によって定められた緑化率に2%を加えた割合を上回っていること
（※関係法令等で定められた緑化率相当分の緑化面積は、対象外とします）
- ⑧ 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化は、緑化面積が50平方メートル以上の緑化工事であること
- ⑨ 生垣設置は、延長15メートル以上の緑化工事であること



- ⑩ 民有樹林地活用型は、樹林地面積の4分の1を超えない面積。ただし50平方メートル以上（既存民有樹林地は200平方メートル以上）の緑化工事であること
- ⑪ 都市計画上支障となるなど、市長が不適当と認める緑化工事ではないこと
- ⑫ 次の表に記載する要件のいずれかを満たしていること（生垣設置は2つとも満たしていること）

事業内容	要件
屋上緑化・壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	・誰でも見ることができる、管理者の了解を得て見ることができるなど公開性があること。 ・中、高木の面積が、緑化面積の25%以上を占めていること。
生垣設置	・生垣延長のうち、公道等に接する長さ（接道延長）の割合が50%以上あること。 ・1メートル当たり2本以上植えられており、地面から0.9メートルの高さがあること。
民有樹林地活用型 (右記 1要件のみ)	・誰でも見ることができる、管理者の了解を得て見ることができるなど公開性があること。

4 補助金の額と対象経費

- (1) 補助金の額は、市内の土地等で行われる緑化事業に係る経費の2分の1以内で、500万円を上限とし、対象経費は次の表のとおりです。

事業内容	補助対象経費	補助限度額
屋上緑化事業 壁面緑化事業 空地緑化事業	1 樹木等、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材、防根層等）、かん水施設、園路整備に係る経費。ただし、植栽する個体の生育期間が2年未満しか見込めない場合は除く。 2 表示板の設置に係る経費	緑化面積1㎡当たり3万円を上限とします。
駐車場緑化事業		緑化面積1㎡当たり1万5千円を上限とします。
		緑化面積1㎡当たり2万円を上限とします。
生垣設置事業	1 生垣設置に係る経費。ただし、植栽する個体の生育期間が2年未満しか見込めない場合は除く。 2 表示板の設置に係る経費	生垣の延長1m当たり5千円を上限とします。
民有樹林地活用型事業	1 園路整備、柵、ベンチ、自然解説板、案内看板に係る経費 2 表示板の設置に係る経費	緑化面積1㎡当たり1万円を上限とします。

- (2) 算定した補助金の額が10万円未満（生垣設置については3万円未満）の場合は、補助金を交付しません。

5 緑化施設の処分の制限

補助金を利用して取得した樹木等については、要綱第 15 条第 1 項に定めている期間は市長の承認を得ずに撤去や廃棄等の処分をしてはいけません。

要綱第 15 条第 1 項に定めている期間は次の表のとおりです。

対象物	処分を制限する期間
・ 樹木 ・ 植栽（1～2 年草を除く）	7 年 （標準的な寿命がこれに満たないものは寿命の限り）
・ 屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等における緑化補助資材	15 年
・ 園路	15 年 （コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷）
	10 年 （アスファルト敷、木れんが敷）
・ 柵、ベンチ、自然解説板、案内板	15 年 （主として金属製の物）
	7 年 （主として木製のもの）

6 補助事業の中間検査

補助金を利用して取得した樹木等については、補助金の確定通知書を受けた日から 3 年を経過したとき、もしくは市が必要と認めたときに現状調査を行います。

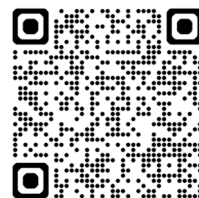
事前に連絡をしますので、必ず応じてください。

※注意事項

- ・提出された書類の修正などが発生する場合があります。日程的な余裕をみて相談や申請をしてください。
- ・補助を受けて実施した事業については、春日井市がホームページ等で紹介することについて了承し、その情報を得た他者が緑化事業について問い合わせた場合には適切な対応を行ってください。
- ・準備等に係る諸手続きや、植栽後の維持管理については、市は関与しません。
- ・県の補助金を利用していますので、予算に達した場合は当該年度の補助事業を終了します。

《 お問い合わせ 》

春日井市役所 建設部 公園緑地課 緑化担当
郵便番号： 486-8686
住 所： 春日井市鳥居松町5丁目44番地
電 話： 0568-85-6283
F A X： 0568-83-2960
E-mail: koen@city.kasugai.lg.jp



市ホームページ QRコード
【都市緑化推進事業補助金】